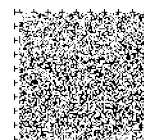
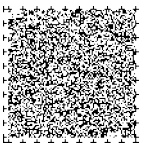


第2章 重点的に取り組むべき施策

- 第1 障害を理由とする差別の解消を進めるとともに、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上と権利擁護の推進を図ります。
- 第2 障害児の早期療育を充実させるとともに、学校教育の充実を図るほか、切れ目のない支援体制の構築に努めます。
- 第3 高齢まで安定した地域生活がおくれるよう、当事者主体の総合的な支援を進めます。
- 第4 雇用・就業に関する支援を拡充します。
- 第5 障害者を支援する人材の育成や確保を図ります。
- 第6 地域における防災対策を推進します。



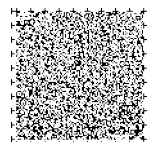


第1 障害を理由とする差別の解消を進めるとともに、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上と権利擁護の推進を図ります。

- 1 「障害者差別解消法」や同法に基づく基本方針、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」などを踏まえ、障害を理由とする差別の解消を推進し、障害のある人もない人も互いに尊重し、共に生きる地域社会づくりを進めます。
- 2 障害者の日常生活や社会生活を制限しているソフト・ハードの両面にわたる社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がなされるよう、必要な施策を推進します。
- 3 福祉都市環境整備指針に基づく建築物や交通などのバリアフリーとともに、人的支援体制の整備などソフト面のバリアフリーを推進し、合理的配慮の的確な実施のための必要な環境の整備に努めます。
- 4 障害者が自らの意思を自ら発信し、また、必要な情報を自ら望む手段で円滑に取得できるよう、意思疎通支援のための支援、情報アクセシビリティの向上を図ります。
- 5 障害者虐待について、市民に対する広報・啓発をより一層進めます。また、虐待の防止や早期発見につながるよう障害特性の理解促進や関係機関の連携を強化するなど施策の充実を図るとともに、養護者に対する支援を進めます。

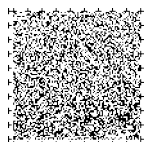
第2 障害児の早期療育を充実させるとともに、学校教育の充実を図るほか、切れ目のない支援体制の構築に努めます。

- 1 障害の有無にかかわらず互いの個性を尊重しあいながら育ち学んでいくことができるよう、インクルーシブ教育システムの考え方を取り入れるとともに、障害の状態や特性に応じた多様な育ちの場・学びの場が選択できるよう整備に努めます。
- 2 障害児が子どもから大人へと成長する過程に沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援、生活支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に努めます。
- 3 子どもの障害の早期発見・早期支援を推進するため、地域療育センターを中核とした早期療育体制の整備に努めます。



第3 高齢まで安定した地域生活がおくれるよう、当事者主体の総合的な支援を進めます。

- 1 障害者の年齢、性別、障害の状態、特性、生活の実態などに応じた個別支援の充実に努めます。
- 2 ライフステージを通じた切れ目のない身近な地域での支援に努めます。
- 3 自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう支援に努めます。
- 4 障害者や家族などの高齢化に伴う必要な支援を実施するとともに、高齢障害者に対して、障害福祉サービスなどの障害者福祉施策及び介護保険制度などの高齢者施策との連携のもと、その障害特性や実態に応じた支援の実施に努めます。
- 5 全ての障害者を対象とした身近な相談窓口である障害者基幹相談支援センターの体制強化及び関係機関との連携を一層図ることにより、適切な支援に繋がるよう努めます。
- 6 自立した生活の実現に向け、医療・心理・社会・教育・職業などの総合的で一貫性のあるリハビリテーションの提供に努めます。
- 7 障害者に対する個別の支援を充実させ、本人の意向を尊重した上で、入所施設から地域生活への移行を促進するとともに、精神科病院からの退院の促進や、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉が連携して精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築します。
- 8 障害者が住み慣れた地域で生活を営めるよう住宅の環境整備に関する相談・支援を推進するとともに、グループホームの拡充など生活の場の確保を図ります。
- 9 障害者の生活を豊かにするために、スポーツや文化芸術活動などを含む生涯学習の振興に努めます。



第4 雇用・就業に関する支援を拡充します。

- 1 本市の障害者雇用について、全市で障害者の理解を進めつつ、重度障害者を含む計画的な雇用機会の拡大に努めます。
- 2 「障害者優先調達推進法」を踏まえ、障害者の雇用・就労機会の拡充と賃金・工賃水準の引き上げにつながる支援を推進します。
- 3 市内4か所に設置されている障害者就労などの相談支援機関を中心に就労やそれに伴う日常生活上の相談に応じるとともに、関係機関と連携を図りながら就業の確保や就労定着支援を推進し、就労の安定を図ります。

第5 障害者を支援する人材の育成や確保を図ります。

- 1 障害福祉サービスや保健・医療、教育、意思疎通支援など、様々な分野で障害者支援に必要な人材の養成・確保に努めます。
- 2 様々な分野で障害者支援に携わる人材の資質向上を図るとともに、より働き甲斐のある職場を目指し、障害者福祉の職場に長く勤めることができるように、人材定着のための施策を推進します。

第6 地域における防災対策を推進します。

- 1 「災害対策基本法」を踏まえ、避難行動要支援者名簿の提供などを通じて「助け合いの仕組みづくり」の推進を図るなど、地域における要配慮者の安否確認や避難支援などの取り組みを支援します。
- 2 通常の指定避難所での生活に困難をきたす要配慮者などを対象に開設する福祉避難所について指定か所数の拡大を図ります。
- 3 「指定避難所運営マニュアル」の内容を踏まえ、小学校などの指定避難所において要配慮者のための空間となる福祉避難スペースの確保を進めるとともに、訓練などにおいて、要配慮者本人や関係機関の参加・協力を得ながら、多様な避難者への配慮について啓発に努めます。

